

平成 29 年 7 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

特定非営利活動法人 熊本県有機農業研究会  
理事長 上田 厚 印

## 有機農業の推進に関する要望書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会活動には格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、有機農業の普及啓発事業をはじめとして、有機 J A S 認定業務、新規就農者育成事業、有機農業技術調査、ゆうきフェスタの実施や部会活動などによる消費者啓発事業を通じて、環境保全や地域振興の一助となるよう努めているところであります。

有機農業の普及啓発の一環として、2016年度には、主に有機 J A S 認定事業者を対象に「熊本県有機農業推進計画」と「環境保全型農業直接支払」に関するアンケート調査を実施しました。分析結果を添付いたします。

県におかれましても、国の定める「有機農業の推進に関する法律」に基づいて「熊本県有機農業推進計画」を策定され、くまもとグリーン農業の推進をはじめ新規就農者育成支援など、積極的に有機農業の推進にお取り組み頂いていますが、このアンケート結果を参考として、さらに有機農業の普及推進を図るため、以下のような施策を進めていただきますようご要望申し上げます。

また、これに対します貴殿の方針を、8月21日までにご回答頂きますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 有機農業推進計画について

(1) 県の有機農業推進計画の存在を有機 J A S の認定事業者であっても知らない人が60%を超えています。また、その支援策を利用した事のある人は15%未満となっています。このような現状をみるに、まずは、有機農業推進計画と有機農業関連補助事業の事業メニュー等の周知が必要と思われれます。

県のホームページにそれらをアップする等の方法で周知していただくとともに、グリーン農業生産宣言農業者には、直接届くように通知していただきたい。また、事業を公募とすることで、事業メニュー利用の公平性をはかっていた

きたい。

- (2) 有機 J A S 認定事業者ですら有機 J A S 認証費用の補助支援を利用した事のある人は非常に少ないという結果がでています。それは、事業メニューにある対象者が団体に限定されていて利用しにくいこと、またその補助率が3分の1と低い事も原因となっていると思われます。補助率を2分の1以上に引き上げるとともに、対象者を団体組織だけでなく個人も認めていただきたい。また、交付期限の制限を撤廃していただきたい。どうしても必要であれば、3年に延長していただきたい。
- (3) 「有機農業を含めた『くまもとグリーン農業』の相談窓口の設置」がうたわれていますが、それが実行できていると回答した人は6%にすぎません。  
2014年に県の委託事業として実施しました県内有機農業者の実態調査においては、有機農業担当がいる市町村では有機農業者の把握に努められていて、スムーズに地域の有機農業者にコンタクトをとることが出来ています。有機農業の普及振興の基本となる地域の有機農業者の把握のためにも、各地域振興局に、グリーン農業担当との兼任でもよいので、有機農業担当普及員を配置していただくとともに、国の有機農業の推進に関する法律第四条に基づき、各市町村の農業関係部署に有機農業担当を設置するよう働きかけていただきたい。
- (4) 基本方針の見直し案では目標数値を平成31年度で1%としていますが、熊本県は有機農業が盛んな県であり、国の目標である1%は2016年度で達成できているとの試算があると聞いています。県の推進計画に定める目標数値を1%を超える数値とし、上記の3つの重点要望事項以外の有機農業推進計画に書かれた他の項目についても、有機農業の一層の拡大のための具体的施策を、優先順位をたてて検討・実施していただきたい。

## 2. 国の環境保全型農業直接支払制度の運用について

- (1) 有機 J A S 認定事業者は、別添付資料のように認定証を提出すれば実施状況の報告において生産記録は省略できるという国の指針があります。それを実施している市町村もあるのですが、全ての市町村窓口には周知されておらず、多くの有機 J A S 認定事業者が他の生産者と同じ扱いを受けている状況が浮かび上がってきました。市町村窓口には有機 J A S 認定事業者にたいしては国の指針に則って対応するよう働きかけをしていただきたい。

(2) 交付金対象を慣行農法の掛り増し経費の補填ではなく、「環境に配慮した生産方式に取り組んでいるか」という環境保全貢献度に転換するよう国に働きかけを行っていただきたい。また、この点については、市町村窓口によって対応の違いが大きく、資材を使わないため掛り増し経費がないという理由で有機農業者が環境直接支払事業を受けられない市町村もあるようです。経費をあまり使わない有機農業者が排除されることのないよう指導をしていただきたい。

(3) 「ガイドラインにあるもの以外は認めない」とされていますが、そもそもガイドラインは減農薬のための品目別指針であるため、農薬を使わない有機農業と関連づける必要はないのではないのでしょうか。

特に、有機 JASは圃場認定であり品目認定ではないため、品目別の指針であるガイドラインにはそぐわない点が多いと思われます。

また、有機農業者は環境問題に高い関心を持ち、生物多様性を維持するよう少量多品目を栽培する傾向にあり、ガイドラインにない品種を栽培する事も多いため、ガイドラインとは関連づけず、作物認定という形がどうしても必要であれば「有機農産物」というひとくくりで認めるよう、働きかけていただきたい。熊本型特別栽培農産物生産基準では、栽培期間中に化学肥料及び化学合成農薬を使用していない場合に限り、慣行レベルが設定されていない品目も対象となります。

(4) 環境直接支払においては、複数の取り組みがカウントされる仕組みになっています。

しかし、慣行栽培においては2つ目の取り組みとして認められている「カバークロープ」が、有機農業においては認められていません。慣行栽培であれば有機農業であれ、作付けの間が空くときは、裸地を維持（耕耘草が生えないよう、種を作らぬよう）するのが一般的です。有機農業の分野でも、「水稻」+「ヘアリーベッチ」、「畑作」+「クロタラリア系・えん麦・マメ科緑肥」などが普及していますが、残肥を流亡させず吸い上げることや、土壌腐植の増加による環境保全効果が高いこと等、土壌の生物性、物理性の維持の観点からも、今後発展させるべき技術と考えられます。このような観点から、「カバークロープ」については、慣行農業と同じく2つの取り組みとして認めるよう、国に働きかけていただきたい。